

## 諏訪市新婚新生活住まいる補助金 Q&A

### <対象世帯について>

- Q1 初婚ではないが、補助の対象となるか？
- Q2 他市町村で婚姻届を提出したが、対象となるか？

### <所得について>

- Q3 直近の所得証明書とは？
- Q4 所得証明書はどこで発行できるのか？
- Q5 転職した場合の所得は、どのように計算するのか？
- Q6 所得から控除できる貸与型奨学金の年間返済額の期間はいつからいつまでか？

### <提出書類について>

- Q7 提出書類とは？
- Q8 交付申請時に無職の場合、「所得なしとして夫婦の所得を算出する」とあるが、この場合所得証明書の写しの提出は必要か？
- Q9 貸与型奨学金を返済した場合の年間返済額が確認できる書類とは、どのようなものか？
- Q10 アパートの家賃の支払い方法が口座引き落としのため、領収書の写しが提出できないが、その場合はどのようにすれば良いか？

### <申請について>

- Q11 交付申請期間を過ぎた場合の申請は、補助の対象とならないのか？
- Q12 住宅取得日、賃貸借契約締結日、引越日はいつでも良いのか？

### <対象経費について>

- Q13 住宅取得や賃借について対象となる費目はどのようなものか？
- Q14 住宅取得について、住宅ローンの返済は対象となるか？
- Q15 家賃に駐車場代が含まれており、切り分けが出来ない場合は、どうすれば良いか？
- Q16 勤務先から住宅手当（家賃補助等）が支給されている場合は？
- Q17 引越費用について、対象とならない費目はどのようなものか？
- Q18 住宅のリフォーム費用等は対象となるか？

### <補助金について>

- Q19 上限（30万円又は40万円）未満でも申請は可能か？
- Q20 補助金はいつ頃振り込まれるか？

### <対象世帯について>

Q1 初婚ではないが、補助の対象となるか？

A 対象となります。ただし、夫婦の一方又は双方が本補助金の交付を既に受けたことがある（他市町村を含む）場合は、補助の対象となりません。

Q2 他市町村で婚姻届を提出したが、対象となるか？

A 対象となる住居が諏訪市内にあり、その他の対象要件を満たしていれば対象となります。

### <所得について>

Q3 直近の所得証明書とは？

A 基本的には令和3年度の所得証明書（令和2年分合計所得）をもとに所得を算出します。令和3年度の所得証明書が発行できない時期（令和3年4月～6月頃）に交付申請を検討する場合は、令和2年度の所得証明書（令和元年分合計所得）をもとに所得を算出します。

Q4 所得証明書はどこで発行できるのか？

A 令和3年1月1日時点、諏訪市内に住所があった方は諏訪市役所市民課で発行できます。諏訪市外に住所があった方は、当時の居住先の市町村で請求していただく必要があります。

Q5 転職した場合の所得は、どのように計算するのか？

A 直近の所得証明書をもとに夫婦の所得を算出します。

Q6 所得から控除できる貸与型奨学金の年間返済額の期間はいつからいつまでか？

A 所得証明書の期間と同一期間となります。すなわち、令和3年度の所得証明書（令和2年分合計所得）を提出する場合は令和2年の年間返済額を控除することができます。

### <提出書類について>

Q7 提出書類とは？

A 別紙「諏訪市新婚新生活住まいの補助金 申請書類チェックリスト」をご確認ください。

Q8 交付申請時に無職の場合、「所得なしとして夫婦の所得を算出する」とあるが、この場合所得証明書の写しの提出は必要か？

A 無職・無収入申立書兼誓約書（様式第2号-2）を提出していただければ、所得証明書の写しの提出は不要です。なお、あわせて離職票及び退職証明書等無職であることが確認できる書類の写しを添付してください。

Q9 貸与型奨学金を返済した場合の年間返済額が確認できる書類とは、どのようなものか？

A 奨学金返済証明書の写しの提出が望ましいですが、証明書の写しの提出が難しい場合は、通帳等により返済額が確認できる書類の写しでも構いません。

Q10 アパートの家賃の支払い方法が口座引き落としのため、領収書の写しが提出できないが、その場合はどのようにすれば良いか？

A 通帳のコピーでも可とします。

### <申請について>

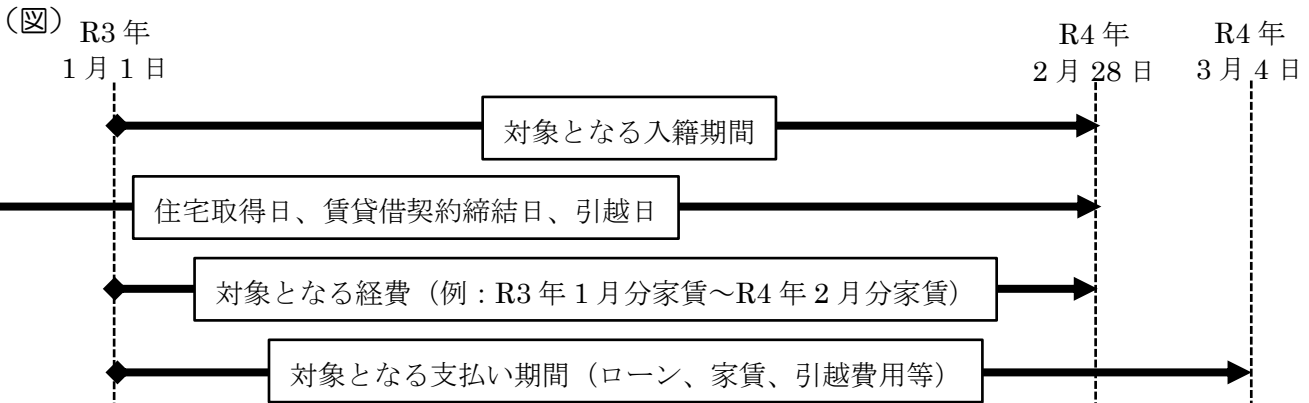
Q11 交付申請期間を過ぎた場合の申請は、補助の対象とならないのか？

A 対象となりません。

また、提出書類に不備があり申請期間を過ぎてしまった場合も、補助金の交付ができなくなりますので、ご注意ください。期限直前（令和4年2月～3月）に交付申請を希望する場合は、あらかじめ担当課へご相談ください。

Q12 住宅取得日、賃貸借契約締結日、引越日はいつでも良いのか？

A 契約締結日や引越日の期間の定めはありません。ただし、令和3年1月1日から令和4年3月4日までに支払った費用のうち、令和3年1月1日から令和4年2月28日までの経費を対象経費とします。下図を参考としてください。



### <対象経費について>

Q13 住宅取得や賃借について対象となる費目はどのようなものか？

A 物件の購入費、賃料、敷金、礼金(保証金等これに類する費用を含む。)、共益費、仲介手数料のみが対象となります。従って、駐車場代、地代、光熱費、設備購入費等は対象となりません。

Q14 住宅取得について、住宅ローンの返済は対象となるか？

A 住宅取得日に限らず、令和3年1月1日から令和4年3月4日までに支払われた経費であれば、対象となります。

Q15 家賃に駐車場代が含まれており、切り分けが出来ない場合は、どうすれば良いか？

A 賃貸借契約書等により内容を確認させていただきますが、賃貸借契約に基づく支払いであり、かつ、切り分けができない場合は駐車場代等を含め補助の対象となります。

Q16 勤務先から住宅手当(家賃補助等)が支給されている場合は？

A 住宅手当分は対象外となります。例えば、月々の家賃9万円に対し、2万円の住宅手当が支給されている場合は、月々の家賃を7万円として計算します。

住宅手当の支給状況を確認させていただくため、支給の有無に関わらず給与所得者全員分の住宅手当支給証明書の提出をお願いします。

Q17 引越費用について、対象とならない費目はどのようなものか？

A 不用品の処分費用や自らレンタカーを借りて引越した場合、友人に頼んで引越した場合は対象となりません。

Q18 住宅のリフォーム費用等は対象となるか？

A 対象となりません。

### <補助金について>

Q19 上限(30万円又は40万円)未満でも申請は可能か？

A 可能です。住宅取得又は住宅賃借費用と引越費用の合計額と30万円(又は40万円)を比較し、低い方の金額を補助します。また、1,000円未満の端数は切捨てとなります。

なお、婚姻日において夫婦の双方の年齢が30歳未満の場合、助成金額上限は40万円になります。

Q20 補助金はいつ頃振り込まれるか？

A 交付申請をいただき、提出書類に不備がなければ、1~2ヶ月以内での振込となります。